

令和2年度 島原市奨学金奨学生のしおり

ふるさとにもどってこね奨学金

島原市教育委員会 教育総務課

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 番地

TEL：(0957)68-1111 内 線：620・621・622

直通：(0957)68-5471 FAX：(0957)68-5480

将来、故郷 島原市に帰郷し、就業する若者を応援します。

平成29年度から「ふるさとにもどってこね奨学金」の貸付を行い、有為な人材の育成を図っております。

また、島原市内に帰郷し就業することで、奨学金の償還を免除することにより、修学を容易にし、島原市内への定住促進を目的とします。

令和2年度 募集定員 上限3名

1 ふるさとにもどってこね奨学金の貸付対象学校

(1) 大学 (※大学院を除く)

(2) 短期大学

(3) 専修学校(専門課程)

(注) 通信教育は対象となりません。

2 ふるさとにもどってこね奨学金の出願資格

次の各号のすべてに該当することが必要です。

(1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者であること。

(2) 大学等に在学している者であること。(申請年度新入学した者に限る。)

(3) 経済的理由により修学が困難な者であること。

(4) 学業成績が優秀(高等学校の5段階評価の平均値が 4.0以上であること)で、
かつ品行方正である者

(※令和2年度分から要件を緩和しております)

(5) 大学等を卒業後、市内に帰郷し就業する意思がある者であること。

3 併願・併給

(1) 島原市の「貸付型奨学金」と「ふるさとにもどってこね奨学金」の

併願 はできますが、**併給** はできません。

(2) 日本学生支援機構・長崎県育英会など他の奨学金との併願・併給は可能です。

4 ふるさとにもどってこね奨学金の内容

(1) 貸付

貸付は無利子です。

① 奨学金の貸付額

次の表のとおりです。

貸付対象学校	貸 付 月 額	貸付期間
大 学 短 期 大 学 専修学校（専門課程）	月額 50,000円	正規の修業年限

(注) 正当な理由がなく休学したり、留年等の学業成績が不良となった場合は、資格停止
または取り消しになることがあります

② 奨学金の交付

奨学金は、毎年4月、7月、10月、1月の年4回に分けて交付します。

ただし、初年度の第1回目の交付は、4月から9月分までの6ヶ月分をまとめて9月中旬に
交付します。

奨学金の交付は、奨学生名義の受取指定口座へ直接振り込みます。

(2) 償還の猶予・免除

- ① ふるさとにもどってこね奨学生であった者が、大学等（大学院を含む）を卒業後、本市
に3年以内に住民票を有し、かつ実際に居住し、その後、継続して就業（アルバイト等の
非正規雇用を除く）している者は、当該就業期間の償還を猶予します。
- ② 当該就業期間の猶予期間が5年を超える者については、債務償還額の全額を免除します。

(3) 償還 (無利子)

大学等（大学院を含む）卒業の３年後から貸し付けを受けた期間の２倍の期間内に、月賦又は半年賦の方法で償還、ただし免除要件を満たさなくなった場合は、猶予を取り消し、貸与を受けた奨学金の全額の償還義務が発生します。

5 出願手続き

(1) 願書の受付期間・提出先

進学する学校に入学後、

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から 6 月 22 日（月曜日）まで

（注） 期限を厳守してください。 郵送の場合は6月22日必着

① 志願者

ふるさとにもどってこね奨学生志願者は、下記 1 から 7 までの必要書類を全て揃え、受付期間内に島原市教育委員会 教育総務課へ提出してください。

(2) 提出書類

	必要書類	交付場所または書く人	備考
1	奨学生願書 【様式第1号の2】	志願者本人	→6頁をご覧ください。
2	住民票謄本 (世帯員全員)	市役所 本庁 市民窓口サービス課、 有明支所(戸籍・税務窓口)、三会出張所	転出した出願者や修学者の住民票は取り寄せなくて結構です。(戸籍謄本と間違えないようにしてください) →6頁をご覧ください。
3	所得証明書 (世帯員全員) ※令和元年中分	市役所 本庁 税務課、市民窓口サービス課 有明支所(戸籍・税務窓口)、三会出張所 ※今年、島原市へ転入された方は、 令和2年1月1日の住所地市町村 税務課	→6頁をご覧ください。
4	市税の 納税証明書 (世帯員全員) 【様式第3号】	市役所 本庁 税務課 有明支所(戸籍・税務窓口) ※この証明については、上記の場所のみで の発行となります。	未納があれば、証明ができない 場合がありますので、ご注意ください。 →7頁をご覧ください。
5	学校長の 奨学生推薦調書 【様式第2号】	学校(出身高校)へ依頼	<u>学校から封書で提出されます</u> <u>ので、開封せずそのまま提出し</u> <u>てください。</u> 学業成績証明書も添付が必要です。 様式は任意ですが、出身校長の 証明が必要です。 →7頁をご覧ください。
6	学業成績証明書 【任意様式】	学校(出身高校)へ依頼	<u>学校から封書で提出されます</u> <u>ので、開封せずそのまま提出し</u> <u>てください。</u> 様式は任意ですが、出身校長の 証明が必要です。 →7頁をご覧ください。
7	作文	志願者本人	大学等を卒業後、島原市に帰郷 し活躍したいという志を記述 した作文を添付してください。 ※志願者本人が自署してくだ さい。 ※原稿用紙(400字)2~3 枚程度 →8頁をご覧ください。

(注) 貸付型奨学金を併願される場合は、2から6は1通で結構です。
提出された書類は、お返しできません。

6 選考

提出された願書及びその他の書類を参考に、奨学生審議委員会で審議し、教育委員会が決定します。

7 審査結果の通知

令和2年8月上旬を目途に出願者全員に文書で通知します。

8 採用内定後の手続き

- (1) 採用内定となった方には、令和2年8月中旬から下旬に誓約書等の必要書類を教育委員会に提出していただきます。
- (2) 誓約書提出時に奨学生決定通知書授与と奨学生への説明を教育委員会で行いますので、本人及び第一連帯保証人並びに第二連帯保証人の3者揃ってご出席ください。

9 連帯保証人について

- (1) 第一連帯保証人は、本人の父母、兄姉、またはこれに代わる者です。
- (2) 次の要件を満たす第二連帯保証人が必要となります。

第二連帯保証人は、65歳未満で収入がある保護者以外の者

(原則として島原市内に住民票を有する者)

10 その他

本奨学金については、予約型奨学金（高校在学中に次の進学先で奨学金を借りるということ
をあらかじめ予約しておき、決定してから正式に申し込む奨学金）ではなく、申請年度の修
学に対して奨学金を貸し付けるものです。

(例) 令和2年度高校3年生の場合

高校3年生時の1年間の修学に対して奨学金を貸し付けます。次の進学先（大学等）で奨学金を借りたい場合は、その翌年度（令和3年度）に申請が必要となります。

出願手続にあたっての提出書類の注意事項

【1 奨学生願書】

- ① 奨学生願書は、選考するときの重要な書類です。

事実をありのままに具体的に詳しく記入してください。

もし、事実と異なったことを書かれた場合は、選考から除外することもあります。

- ② 在学学校名は、現に在学する学校名を記入し、必ず修学年限等を記入してください。

- ③ 「同一生計の家族」欄は、生計を同じくする者全員を記入し、必要事項を記入してください。

- ④ 「就学者を除く家族」・「就学者」欄は、学校に在学している者（就学者）とそうでない者に区分して、必要事項を記入してください。

- ⑤ 「他奨学金申込み等の状況」欄は、他の奨学金を受けている場合・出願中の場合は、その旨を記入してください。

- ⑥ 「本人氏名」・「第一連帯保証人氏名」の欄は、必ず本人が自署してください。

また、本人及び第一連帯保証人の印鑑は、それぞれ別のものを使用してください。

- ⑦ 第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟、またはこれに代わる者です。

- ⑧ 「奨学金を希望する理由」欄は、奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入してください。

【2 住民票謄本】

- (1) 世帯全員の写しで、続柄の記載のあるもの。

【3 所得証明書】

- (1) 願書の「同一生計の家族」欄に記載された生計を同じくする者のうち、収入のある者全員について、前年（令和元年）の所得証明を受けてください。

- (2) 令和2年6月中旬以降でないと所得証明がとれませんのでご注意ください。

（注）今年、島原市へ転入された方は、令和2年1月1日の住所地の市町村税務課で前年（令和元年）の所得証明を受けてください。

【4 納税証明書】

- (1) 願書の「同一生計の家族」欄に記載された生計を同じくする者全員の市税（国民健康保険税を含む）の滞納がないことの証明を、所定の証明願いにより証明を受けてください。

※ 市税に未納があれば、証明がとれませんのでご注意ください。

【5 奨学生推薦調書】

【6 学業成績証明書】

※作成は、学校にお願いしてください。

- (1) 「奨学生推薦調書」の学校名は、進学した学校名、学年は入学した学年を記入してください。
- (2) 「奨学生推薦調書」は、学校で「学力評価」欄も記載していただきますが、5段階による評価又は学内試験点数がわかる学業成績証明書も併せて提出してください。
様式は任意ですが、出身校長の証明が必要です。
「奨学生推薦調書」の提出については、学校から封書により渡されたら、開封することなく封書のまま提出してください。
- (3) 島原市の「貸付型奨学金」と「ふるさとにもどってこねね奨学金」を併願される場合、奨学生推薦調書は1通を提出してください。

・志願者

- (1) 志願者については、在学していた出身高校に対して、「奨学生推薦調書」の作成を依頼してください。
- (2) 「学力評価」の欄
下記の成績基準を満たすことが必要です。
高等学校の5段階評価の平均値が 4.0以上 であること。
(※令和2年度分から要件を緩和しております)
- (3) 「人物評価」の欄
申込時の評価点を5段階評価で記入してください。

【7 作文】

ふるさとにもどってこね奨学金の志願者は、下記のとおり、本人自署により島原に帰郷する
思いを書いてください。

① 大学等を卒業後、島原市に帰郷し活躍したいという志を記述した作文を添付してください。

主に下記のことについて具体的に書いてください。

- ・将来就きたい職業とその職業に就きたいと思った動機
- ・仕事以外で島原市の活性化のために何をしたいのか
- ・将来帰郷し、活躍するためにこれまで努力してきたこと、現在学習していること 等

② 志願者本人が自署してください。

③ 下記に注意し、原稿用紙（４００字）２～３枚程度で書いてください。

- ・原稿用紙の余白右上部分にページ番号を振ってください（No. 1, 2）
- ・原稿用紙の１行目から本文を書いてください（題は書かないでください）
- ・本文の最終行から１行空けて『大学等名・学部・学科名』を書き、その次の行に『氏名』
を書いてください